筆等にみえたり、西土にても正月元日、松標高戸といふ事は、李唐の代にみえたり、歳華紀麗

〔玄同放言下植物〕正月門松　鹽尻卷之四湯武篇云、正月門松立る事、藤原爲尹の歌に、しづが門松といへば、高貴の家、まして朝家にはなかりしにや、今も朝廷の諸門には、松立ることなしといふ人あり、按ずるに、藏玉集に年具の歌を載て、大内やもゝしき山の初代草いくとせ人にふれて立らん、初代草は正月二日、大内に植る松也、門松の事也と云るせり、む月二日大内の御門に松立給ひし事ありと見えたり、これも亦おが玉の木にして、門神にひもろけとり付侍る事にこそといへり、解云、右にいへる爲尹卿の歌は、爲尹卿千首　今朝は又都の手ぶりひきかへてちひろのみしめ賤が門松、爲尹卿は諸家大系圖第六に見えたり、權大納言爲氏卿、これを頭流とすに六世中將一云大納言爲邦卿の子、左中將正三位應永中の人也、一書に應永二十四年正月廿四日薨、爲秀卿の子とするものは非也、爲秀卿の孫也、藏玉集もおなじ時代の歌書にて、奥書に二條攝政良基公後小松院のおん時攝政を給へり注進云、給ふよしいへり、按ずるに門松立ることは、應永より三百餘年前、堀河院のおん時よりこれあり、堀河百首中除夜門松をいとなみ立るその程に春明がたにより成ぬらん　從三位修理大夫藤原顯季　又俊惠法師が林葉集六雜に、正月三日人のもとにまかりたりしに、中門に松をたてゝいはゝれたりしかば、春にあへるこの門松をわけ來つつわれも千世へんうちに入ぬる、林葉集は俊惠法師の家の集也、俊惠は俊頼朝臣の子也といへば、これもふるし、又　拾玉集五　我思ふ君がすみかのおもかげは松たつ門の春のけしきに大將軍　拾玉集は慈鎮和尚の家の集也、右のよみ人大將軍は頼朝卿也、その書の五の卷に、慈鎮和尚と鎌倉幕府と贈答の歌あまたあり、是その一うた也、かゝれば門松の事、堀河のおん時より連綿として證歌あり、さばれ公事ならざれば、年中行事などへは入られず、故に濫觴は定かならざる也、推て說をなすときは、往古春正月の朔毎に、宮城の中門外に大楯槍を樹らる、大禮の時も樹れども、年首を宗とす、こは石上榎井二氏の世々掌る所也、聖武天皇の天平十七年春正月己未朔、廢朝なり、この